

第三期 丸森町 子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

【一部変更】

丸 森 町

令和8年3月

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施による一部変更

令和8年4月からの乳児等通園支援事業の実施に当たり、「第三期丸森町子ども・子育て支援事業計画」の一部を次のとおり変更します。変更箇所は、計画書の80ページです。

2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図ったうえで、令和8年度より、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施する事業です。

本町においても、令和8年度から実施します。

【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要】

- すべての自治体で利用できる制度で、保護者の働き方やライフスタイルに関わらず、こどもが保育所等で過ごす機会を保障することを目的としています。
- 生後6か月から2歳までのこどもが、月に10時間まで保育所等に通園し同年齢や異年齢のこどもと交流できる制度です。

【確保方策】

- 計画期間における利用は、町全体で9人～12人程度と見込み、必要利用定員数を確保します。
- 保育施設にすでに通っている児童と一緒に保育を行う「一般型（在園児合同）」または、利用定員に達しない保育施設が、定員の範囲内で受け入れる「余裕活用型（空き定員活用）」等により、実施体制を確保します。

【各年度4月1日の利用需要と提供体制】

区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0・1・2歳児数	人		81	73	71	67
量の見込み			12	11	10	9
0歳児	人		3	4	4	3
1歳児	人		7	3	3	3
2歳児	人		2	4	3	3
必要受入時間数	時間		120	110	100	90
0歳児	時間		30	40	40	30
1歳児	時間		70	30	30	30
2歳児	時間		20	40	30	30
確保方策（必要定員数）	人		4	4	4	4
施設数	か所		1	1	1	1

※令和8年度の児童数は、令和7年10月末現在。
 ※令和9年度～令和11年度の児童数は、計画期間における推計。

令和8年3月発行

発行者：宮城県丸森町（子育て定住推進課）

〒981-2192 宮城県伊具郡丸森町字鳥屋120番地

TEL 0224-72-3013（直通）

URL <http://www.town.marumori.miyagi.jp/>